

日本産業革命期労働組合法

山中 篤太郎

は し が き

本稿は資本主義日本に於ける労働組合政策形成展開の社會經濟的研究の一部として日本産業革命期の團結禁止法の分析を目的とするものである。

本來舊著「日本労働組合法研究」(昭和六年)、舊稿「日本労働組合の創生」(「企業と社會」昭和二年二月號)に補足追加する目的で十餘年前整理したまゝ藏してゐた資料を再整理し、且發表の場所の必要からその更に一部分だけ卒然と離れてこゝに收載することとしたものであり、不足する部分、即ち産業革命期労働組合運動の展開そのものの分析は別に發表の機會を持ちたいと思つてゐる。又本稿の部分でも資料的に意に満たないところもあるが恐らく現状ではその不足を満たすことは差當つては不可能なのでこのまゝで發表するものであることを豫め讀者の諒承を希望する。(一九四八年七月五日)

日本資本主義の形成過程たる産業革命については、既に若干の機會に私見をのべたが、大體明治二十年から第一次

世界大戰期にかけてそれは展開されてゐる（拙著「日本社會經濟の研究」昭和八年、「工業政策」昭和十八年、「中小工業の本質と展開」昭和二十三年等參照）。我が國の勞働問題も、從つてまた勞働運動もこの期間にその特有の形態の下に展開され、わが國の勞働組合も、勞働爭議もこの間にその歴史を記し始める。

併しこゝではそうした創生期的な分析は別とし、起り來らんとしつゝあつた勞働運動に對する政策形成の最初の段階に觀察を集中したい。その場合明治二十年代の末から卅年代の始めにかけての日本産業革命の最初の躍進はその反動としての組合過動並に組合立法をもつた意味に於いてかゝる觀察の對象をなしてゐる。勞働組合は明治十年代、二十年代にも作られるのを見るけれども、まことに二十年代の末から急速に組合運動は展開され、勞働爭議も質的量的に増大し、それは暫くにして組合禁止法を生むに至つてゐるのである。そしてこの日本國民經濟の構造的な變動はその時の人々によつて現實に意識されもし、勞働組合運動への理解も雜然とした形ではあれ一應生長するけれども、卅三年以後その發生の如く急速に組合運動は後退する。

その後退の條件も亦二三ならず指摘し得るのであるが、その條件の主要な一でもあり、又それ自體かうした諸條件の存在を反映する性質をもつと考へられるのは明治三十三年の治安警察法の成立である。

併し今重要なのはこの一片の條文の内容そのものではない。その内に藏せられる政策的諸條件が如何に社會的に形成せられたかにあり、それこそが分析されねばならない焦點である。そしてかく見る場合重要なことは團結禁止法は卒然として明治三十二年に姿を現はしたものではないことであつて、この點これ迄の研究に於いて實證的分析が殆ど欠如してゐるところなのである。

即ち、治安警察法の成立を見るに當り、それが俄かに姿を規はしたもののよう考へるのが普通であるが、それは誤りなのである。實はかゝる立法の形成は既に政策的に豫告しつゝあつたからである。

日本に於ける近代労働政策が爭議對策とか組合取締りとかでなく、女工募集に關する問題、即ち女工爭奪の防止、女工募集人取締り等に出發したことは、日本資本主義の展開が紡織産業に於ける女工勞力に依存したこと、そこから現はれる資本的利益の動向が勞力確保に利害を或じたこと等を如實に反映する。そして實はかゝる募集取締りに即して、治安警察法の制定に先立つて、地方的には爭議取締りの府縣令が出來てゐたのである。

かゝる例として明治廿九年十二月縣令第八十九號を以て兵庫縣が發布した職工營業主及紹介人取締規則を擧げることが出来る。即ちその職工に關する規定中には左の條項があつたのである。

第二條 職工は營業主に對し同盟して休業若くは罷業を爲す可からず

第三條 職工は適當なる營業主若くは之に代るべき者の命令に違背し又は強迫の所爲あるべからず

第四條 有期無期を論せず被傭役中の職工及雇人は其傭役を罷めたる後にあらざれば濫りに他の職工及雇人と爲ることを得ず

こゝに示される同盟罷業の禁止、轉業の禁止、絶對服従の内容については特に註釋を必要とほしないであらう。

いふ迄もなく兵庫縣に於ける資本的展開を荷つた中心は神戸市であるが、同市は貿易と交通を背景とする商業的活動に比して工業的な展開はおくれる。例へば明治四十四年の統計によると五七八の大小工場中、明治二十年以前の設

立のもの五三、二十一年乃至三十年の間に設立されたものは九三、不詳二三を除いた残餘は三十一年以降設立されたものである。明治二十年以前のものは、明治三年以來の歴史をもち、十九年川崎正藏が工部省から拂下げを受けた今日の川崎造船所を最大のものとする。その他同市著名の工場はマツチ、屏風等の輸出工業等であり、マツチは明治十年監獄内に始められ、十一年上海向輸出開始、十八年頃から一應の確立を見た小工業である。だから工場の多數は個人經營であり、會社經營は廿年代、特に日清戰爭始り始めたに過ぎず、明治四十四年になつても工場數の一割内外が會社、それも合資と株式と半々位の狀態にあり、例へば二十八年一千圓以上の資本の工場は、會社經營は十二社を數へたに止まり、個人經營をあはせて一〇二工場、その中六〇はマツチ關係であり、マツチが黄燐の害を以て知られる女工勞働に依存したことは人の知る如くである。別の統計にすれば明治三十年工業職工數二万一千餘人、三十三年當時五人以上の職工を使用する工場の職工中女工は男工の數を超えてゐるのである。(1)

明治二十九年四万錐の鐘紡兵庫分工場、その他造船工場の擴大を見つゝも、同年末の工場數分布は左の如く、依然マツチの支配的なるを見る。(2)

明治 29 年末 神戸市工場數		
マ	ツ	チ
同	箱	係
鍛		治
マ	ツ	軸
樟		腦
精		米
鐵		工
活		版
紡		績
製		罐
石		鹼
造船	以下 21 種	各 1
合	計	205

かゝる工業的展開の中で萌芽的な労働運動は例へば明治十四年の末から十五年始めにかけ烟草刻職工の同盟罷業に見られる。製造業主に對する賃上要求のこの罷業は生活不安の爲結束がやぶれ、數日にして労働者の惨敗に終つてゐる。

併しこの外には殆ど同様な現象の發生は見てゐない。そのことは市當局の公式の見解にも表示される。即ち明治十四年十月條令制定準備の爲として農商務省から兵庫縣に職工勞役狀態の調査が命ぜられ、縣は各郡區に諮問してゐる。これに對し、十五年五月神戸區の提出した答申は左の如くのべてゐる。

「雇人團結して雇主に迫る等のことは時としてなきにしも非ずと雖も多く是等は至極下等職工にあり。例へば木工土工是れなり。且事情は凡そ物價非常に騰貴せる際に原因するものなり。……」

「雇主と被雇人との間爭論を發し法廷に訴へ又は警察官に訴ふることを稀なるなり」。

資本側も行政機關も未だ法令を用ひて抑壓すべき行動を労働者の中に認める迄には至つてゐないのである。⁽³⁾

併し廿年代以降の工業の展開、廿二年の恐慌、特に日清戦争前後の經濟的變動は、工業的展開に伴つて兵庫縣下にも労働問題を記し始める。即ち、神戸市史によれば「然るに爾後神戸の商工業に長足の進歩あり。従ひて労働問題も漸く不穩を加へ、廿六年以後屢々同盟罷工を企つるあり」とされ、廿六年一月輸出屏風製造職工組合員二六〇名餘は業主に對し從來不定のまゝであつた請負賃銀を一定にする要求を提出し、容れられずしてストライキを行ひ、四月にはマツチ製造職工も賃上ストライキを行つてゐる。日清戦後廿九年四月には石工のストライキがあり、九月には郵便集配人同盟缺勤を見た。併し何れも數日にして罷業は破れ、警察の説諭、郵便局長の諭示といったもので落着してゐる。

る。三十年に起つたマッチ軸木職工のストライキのみ始めて成功したといはれる。これらは何れもその紛争の規模も小さいのであるが、而も尙俄かにこれらの労働不安の發生を見たことは當時の社會の空氣を動搖させたことは疑をいれない。⁽⁴⁾

併しなほこの間右のように傳へられる爭議は、或は手工的な屏風職工とか石工とか、舊職人的紛議の外は他は新生家内工業的マッチ工或は郵便従業員の突發的爭議を見るのみであり、新工業労働者の胎動は神戸の場合未だ少い。而もそうした舊制的狀態を反映して、問題も習慣的の一方的支配關係を如實に示す不定の請負給の存在とか警察や郵便局長の告諭による解決とかで成立つてゐる。そして廿九年十月市吏員の生活窮乏緩和の爲給料増額を神戸市會すら可決してゐる經濟的困難をその背景にしてゐることも連想しなければならない。⁽⁵⁾

かうした舊制的條件の依然たる存在にも係らず、前記のような縣令は廿九年末成立してゐるのである。そしてそれは前記の條文の示すように極めて眞正面から同盟罷業の禁止、轉職の禁止、雇主への絶對服従を淡々として命令し要求してゐるのである。

この縣令の詳細な成立の経緯は寡聞にして未だ明らかにし得ないが、その立法の責任者たるべき當時の知事は後の樞密顧問官周布公平であつた。彼は長州の名家の出であつて、「伊藤博文、山縣有朋の如きは所謂御主人筋に當るものにて従つて渠の椅子の安固なること磐石の如きものあり、選舉干渉、各種事業の攪亂等横暴の振舞からざりしが克く六年の長日月を送り、三十年四月を以て神奈川縣に榮轉」していつたと云はれる。⁽⁶⁾この條文の成立は、恐らく何等かの中央政府の動向を反映するものとも考へられるが、同時に、封建的主徒觀念を以て封建的官僚が當然のものとし

て作成したものと見ることが出来るであらう。敢て資本家側の有力な要請を待つ必要もなかったのであらうと考へられる。

而もかうした府縣令は兵庫縣のみを以て終らない。殆ど同様な手法を以て同じく近畿の一縣たる奈良縣に於いても、これ亦治安警察法に先立つて、次のような縣令が明治卅二年作成された。そしてこれらの罷業禁止令をふくむ法令は實に明治時代を通じて我が勞働者の上に行はれたのである。

奈良縣工場及紹介人取締規則（明治三十二年）

第三章 職 工

第十九條 雇役契約年限内は其雇主の承諾を得るに非れば他の工場に雇はれ若くは募集に應ずることを得ず

第二十條 工場主又は紹介人に對し原籍身分氏名を詐稱し又は同盟して休業若くは罷業を爲す⁽⁷⁾へからず

第二十一條 工場主若くは之に代るべき者の適當なる命令に違背し又は強迫の所爲あるへからず

かゝる地方に散發的に見られる動向が集會結社に關する條令の改編の企圖と共に日本産業革命期團結禁止法を生むのである。

- (1) 神戸市史、本編、各説、三三、三八—四〇頁による。
- (2) 神戸市工業概況、大正三年、九—一〇頁による。
- (3) 前掲神戸市史、七五頁による。
- (4) 同上七五—六頁による。
- (5) 同上。

一橋論叢 第二十卷 第一・二號

(6) 本郷直彦、神戸權勢史、大正二年、一七頁による。

(7) 兵庫、奈良兩縣の條文は農商務省工務局、工場及職工ニ關スル廳府縣令、明治四十三年、二二三頁以下、二三〇頁以下による。

三

明治三十三年二月十三日、山縣有朋内閣は第十四議會に歴史的意義深き治安警察法案を政府案として提出した。

治安警察法の前身は明治廿六年の集會及政社法、更に遡つて其の前身たる明治十三年の集會條例に發し、之等は政治的結社及び集會を取締る中心的な法律であり、藩閥政府の武器として自由黨等の反抗的運動彈壓に立派な役割を勤めて來、從つて野黨の常に其の改廢を主張して來たものである。そして多くの點に於て治安警察法は前行法を踏襲し、唯前行法の對象たる結社が政事結社許りであつたのを改め、第一「公事に關する結社又は集會にして政事に關せざるもの」をも取締り對象に新に加へ、第二、労働組合同盟罷業の取締を附加した點が主要な相違點である。併し、此の相違點は、兩者の差違を決定的にし、治安警察法の階級的抑壓法たるの本質を著しく濃くした。右二差點の階級性とは何か。

(1) 民權議會設置運動が不平士族の闘争形式として西南戦争と同一の立場に出發し從つて藩閥政府の惱の種子であつたことは云ふ迄もなく、其の繼續たる初期の政黨に就いても同様であつた。昭和十三年の集會條例はこの政府の反動政策として現はれ、民權論者は昭和八年の新開條例及び議院集會の自由を束縛し民權の發達を抑制したと非難せるもの、集會の開催三日前届出、屋外集會の制禁、政治結社の設立認可制、軍人警官學生の政談演說傍聽禁止、結社間の聯絡通信往

復の禁止（正に十八世紀末英國 Corresponding Societies Act だ）等を強行した。

第一に、今山縣藩閥内閣が新に政治結社の外に、「公事に關する結社又は集會にして政事に關せざるもの」を取締對象として拉し來り、集會及政社法に代るものとして、否本質的に之と異なる立法として治安警察法を成立せしめた所以の根基は全く他の何ものでもない、労働者運動の興起への恐れであつた。我々は殆ど無言劇として經過した本法立法過程の間遇々洩らされたる二三の言葉の蔭から此の事情を看取する。右の公事に關する政治外の結社の例如何といふ質問に對し、貴族院委員會にて有松書記官、同本會議委員會報告に際し小松原次官は左の如く答へてゐる。

「今日では例は極く乏しくございます。つまり將來必要な場合の爲に此規定を設けて置くのでございます。併しながら既に其萌しのありますのは、労働問題に付きまして色々な場合が起りかけて居ります。それは東京にもございますし大阪にもございます。現に此頃大阪の労働何協會とか申しますものでは人を山口福島等に派遣致しまして同志を募つて居ります。それ等は國家の政治に少しも關係はございません。畢竟労働者の利益を圖り、さうして雇主に對して其地位を好くすると云ふ目的に過ぎないのでございますが、之等のことは追々工業の發達に伴ひまして盛んになつて來るであらうと見込んで居りますので即ち社會上の問題に付ては最も將來に向つて苦心を致して居ります。……」（委員會速記録）

「……例へば宗教上の組合結社であるとか或は近來出來かけて居ります労働組合即ち同盟罷工を煽動するを目的として同盟組合と云ふものを設けて結社をして居ります。之等は政治上の結社ではございませんが併しながら其情勢狀況に依りまして政治上に準じて取締るの必要がある。又將來に於ては往々斯の如き類の取締を必要とすることが起るだらうと思ふのであります。それで公事に關すると申すのはさう云ふ意味で政治に關することではない、政治以外に於て此労働組合の如き或は宗教上の如き或は社會政策上に就いて色々な結社とか集會杯をするやうなこともありましてそれ等の類を取締るために此等は設けたのであります」（貴族院速記録）

一橋論叢 第二十卷 第一・二號

或は宗教結社等を指すとは云へ、公事に關する團體として取締對象と考へてゐるのは今や正に發展せんとする勢を示した労働組合運動に外ならぬことは明であらう。即ち政社集會に對すると同様、集會の開催の取締、解散處分、秘密結社の禁止等諸々の取締をば從來法文上不拘束に任せて來た労働組合の結社及び集會の上に加へやうするのである。之のみで既に本法案の意圖する階級性は明瞭であるが、更に第二點に於ては此の本質を赤裸に表示する。

第二點、本法案をして明白に階級的抑壓法案たらしむる要素、法案、第十八條之である。曰く、

左の各號の目的を以て他人に對し暴行し脅迫し若は公然誹毀し又は第二號の目的を以て他人を誘惑若は煽動する者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す使用者の同盟解雇又は労働者の同盟罷業に加盟せざる者に對して暴行し脅迫し若は公然誹毀する者又同じ

一 勞務の條件又は報酬に關し協同行動を爲すべき團結に加入せしめ又は其の加入を妨ぐることを

二 同盟解雇若は同盟罷業を遂行するか爲使用者をして勞務者を解雇せしめ若は勞務に従事するの申込を拒絶せしめ又は勞務者をして勞務を停廢せしめ若は勞務者として雇傭するの申込を拒絶せしむることを

三 勞務の條件又は報酬に關し相手方の承諾を強ゆることを

耕作の目的に出づる土地貸賃借の條件に關し承諾を強ゆるか爲相手方に對し暴行し脅迫し若は公然誹毀する者は罰前項に同じ

即ち組合加入（不加入）又は同盟罷業（同盟解雇）若は労働條件の主張の爲に脅迫暴行し、殊に同盟罷業を煽動勸誘すると六月以下の體刑、三十圓以下の罰金に處し、小作爭議の場合も同様處分すると云ふのである。時の「労働世界」は

「……同盟罷工は労働者が憲法の下に自由契約の最終談判をなす手段なり。労働者の權利を執行するものなり。之が爲めに遊

説し運動するも、資本雇主の生命を毀害せず財産を破壊せざる以上は警察權を以て左右すべきにあらず、言論の自由を許すべきなり、運動に障礙すべからざるなり。資本家と労働者の衝突、地主と小作人との關係は經濟問題なり。警察權の干涉すべき範圍に非ず。……」(明治文化全集、第廿一卷社會篇、一八七頁)

と難じ、幸徳秋水は自由黨が從來集會政社法に反對しつゝ、山縣内閣に本案を出さしむるの非より始め、第四條(十二時間集會届出義務)、女子政社加入禁止、第八條(結社は議員の發言表決を議院外にて責を負はしむるの規定を設け得ず)等を論難して最後本條に進み、

「是れ實に資本家及び地主を保護して、労働者及び小作人を壓虐するもの也。夫れ暴行、誹毀、脅迫、誘惑、煽動の事たる、元より罪惡たるに相違なしと雖も、全労働者運動に關する場合に於ては、大に寛假する所なかる可からず。夫れ労働者の組合組織の如きは、工業發達の國に於ては、其労働者の權利を伸べ地位を上進せしむるが爲めに、決して缺く可からざることは、現時萬國の共に認むる所にして、政府及び社會先覺者を以て居るものは假令強制を以てするも、之を組織し加入するを獎勵せざる可からざるに非ずや。而して同盟罷工の如きは古今東西の實際に徴するも、決して他の誘惑煽動の爲めに起るに非ずして、必ずや資本主の酷虐暴横忍ぶ可からざるに由らざるはなし。而して彼等の資本主と争ふや、學識なく、黄金なく、筆なく、舌なく、選舉權なく、誠に赤手空拳として其希望を達せんとす。其暴行脅迫等の非行に陷る、勢ひ誠に已む可からず、其志哀むべき也。而も本案本條は第一號に於て組合組織に干涉制肘し、第二號以下に於ては同盟罷工に對する峻嚴なる取締を爲さんとす。何ぞ其事情に通ぜざるや……」(萬朝報、明治三十三年、二月十八日)

と難じた。否、暴行脅迫誹毀は目的の如何を問はず、其自身不可なりとて、既に一般刑事規定で必ずしも取締不足せず、誘惑、煽動は目的の不正なる場合始めて罪とし得べきであるにも拘らず、特に組合運動に限り暴行以下を茲に禁止

すべき單行規定を作らうとする立場は、既に組合運動や同盟罷業其のものを犯罪として禁止せんの心を豫定し、法の解釋者にその如き暗示を與へるものに外ならざることなのである。否、前段引用せる小松原次官の言「労働組合、即ち同盟罷工を煽動するを目的として同盟組合」を作れるもの、と既に云ふ。彼等に於ては労働組合は煽動を目的とする本来本條の禁止すべき團體なのである。日本は古くより徒黨犯の禁があり、封建經濟の下搾取された農民の不平が團體的に興起するのを重く抑へてゐた。明治中葉日本憲法は集會結社の自由を基本權として日本國民に保障したが、今三十年代の始め新に遊離された労働者階級がその本然の要求に従つて團體行動に出づるや、直ちに之を形式的には抑壓し實質的には禁止しようとする譯なのである。定に時人の言を以てすれば

「現に昨年鐵工組合が其創立一週年」記念會を上野に開くや警官は「集會政社法に抵觸すとなして解散せること有り。若し將來斯る亂暴なる筆法を以て、我労働者の運動に本條法文を濫用するに至らば、善美なる労働組合、根底より交除せられて労働者の運命は更に悲慘の境に沈み、其結果の危險なる實に測る可からざる者あらん。是を以て吾人は本條有るが爲めに治安警察法案は現行集會政治法よりも更に其弊毒の危險なることを斷言して憚らず……」(前掲幸徳論文)

かく本條の本質は労働者農民の基本的權利を覆へす重大立法であつたが、政治經濟に關する部分に就いて若干の討論を示せる外、與黨憲政黨(後の政友會)一一六名、帝國黨二一名は勿論、野黨、憲政本黨(後の憲政黨)一二四名、無所屬三八名に至る迄、正に労働者農民の利益を代表せざる資本家的地主的議會黨に相應はしくも、案の階級の本質に對しては一人の反對はおろか質問を試みる者もなく、其の出づるの遅かりしを思ふが如く、唯々諾々として藩閥政府案を鵜呑にした。

即ち、案は何等の説明なしに直ちに委員會（委員長安川繁成、原田赴城、東良三郎、粕谷義三、利光鶴松等）に附託、十六日第一回委員會にて始めて内務書記官有松英義より第十六條を含めて提案理由説明があり、討論四時間に垂としたが、第十八條は全く不問に附され、法案中僅か一條の修正をしたのみで原案の可決を見た。十九日衆議院に委員會報告、讀會省略、何等の發言も見ずに、貴族院同附、同院では内務參與官一木喜徳郎の提案理由説明、直ちに委員會（委員長岡部長職、大村純雄、松平正直、園田安賢、村田保等）附託となり、此の間を通じ第十七條は全く一言の觸れらるるを見ない。貴族院委員會は二月二十一日開會、内務次官小松原英太郎が第十八條を含めて提案理由を説明し、若干の字句的修正を施して翌日報告、讀會省略、委員會修正案を通過し、翌々二十三日衆議院は此の同附修正案に同意した。此の間も亦右内務次官の説明の外法案第十八條に關する發言なく、只法安警察法が目標とする政治結社以外の内容に關し、貴族院の委員會、及び委員會報告討議に際し、政府委員の質問への答が労働組合に若干關說するを見たのみであつた。

かくて殆ど何等の關心も拂はるゝことなしに、以後二十數年日本の労働者運動の團結禁止法たるべき我が最初の労働組合法は、兩院を通過し、三十三年三月十日法律第三十六號としてその彈壓の歴史を開始した。其の中心箇條たる法案第十八條の確定せる形は左の新第十七條の如くであつた。

第十七條 左の各號の目的を以て他人に對して暴行、脅迫し若は公然誹毀し又は第二號の目的を以て他人を誘惑若は煽動することを得ず

一 勞務の條件……（以下原案第十八條末項迄と同じ）

日本産業革命期労働組合法

一橋論叢 第二十卷 第一・二號

第三十條 第十七條に違背したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す使用者の同盟解雇又は勞務者の同盟罷業に加盟せざる者に對して暴行、脅迫し若は公然誹毀する者亦同し

衆議院委員會中の原田赴城の如きは、偶々本議會に工場法案要求の建議案を出しつゝあつたが、二月廿一日議場で「……治安警察法を見ますと同盟罷工を取締ることだけの方法を設けてある。既に當局に於ても孤兒法とか若は感化法或は同盟罷工を取締ると云ふ必要を認めるならば更に大なる所の工場取締若は勞働者の保護に對して相當の設備がなければならぬと思はれる云々」(衆議院議事速記録)

と一言してゐる様に、同盟罷工の取締は感化法の様に當然であり、敢て言を費す要を認めぬものとしてゐる如くである。

四

右の如き内容の治安警察法の成立は、然らば、如何なる意義を物語るか。

第一にそれは支配階級の斷乎たる反勞働組合意識の法制化に外ならぬ。前段の記述は既に其の片鱗を示す筈だが、或は讀者は、勞働組合期成會によつて作られた職工組合發會式に農商務省官吏の來賓として出席せるの事實を想起して一沫の疑念を抱かれるかも知れぬ。併し其の現象は必ずしも勞働組合運動を理解せるが故の現象ではない。他のすべての國に於ると同様、共濟組合的な靜止的組合としての「勞働組合」は可、だが一度び資本家に對立し同盟罷業を目的とする活動的本質を實現する場合の「勞働組合」に至つては甚だ異なる。我が國に於ても一つには勞働組合は其の罷

業を中心とする反資本家的行動を通じ、二つには社會主義的思想を含める思想的立場を通じて、敬遠され否彈壓されたのである。

議會に於ける説明は第一の反同盟罷業的見地の作用せるを示す。

同盟解雇や「同盟して業を罷める」のは「差支ないのでありますが、それを爲す手段と致しまして、暴行脅迫若は公然誹毀する等の事に至りましては、決して之を不問に附することは出来ないでございます。暴行脅迫誹毀に付きましては、刑法に據りまして處罰せぬことが出来ぬではありませんが、暴行致しまして人を傷けるに至らざる者の如きは今日の所では違警罪に過ぎぬのであります。又脅迫誹毀の場合は被害者の告訴がございませぬければ、訴追することが出来ぬやうになつて居ります。然るに本件の如きは近來追々其弊が起つて参りまして、社會の安寧秩序を害するの大なるものに付きましては、(法文は單に暴行脅迫云々としか書いてない、筆者註)、被害者の告訴を待たず、又人を傷けるに至らないでも、相當處罰を加へることが出来て、十分取締の出来るやうに致さなければならぬ必要を認めて居るのでございます。それ故に本案の第十八條の規定を設けまして法律の不備を補ひ、暴行脅迫に當ります場合に取締を附けたのであります……(だが、誘惑煽動はどうなのであらうか、筆者註)。」

(小松原次官、貴族院委員會速記録)

「追々近來工業が發達致しまするに付きまして、雇主も労働者の間に随分確執を生じ易くなつて居るのでございます。御承知の通り労働者の共同の組合即ち團結も、大阪或は東京以外今日では九州の方にも起りかけて居ります。それから労働契約の條項變更若は賃銀を上げて貰ひたいと云ふことに付きましては、同盟罷工をなすの風が追々盛んになつて來るのでございます。それで大體政府に於きましては、労働者が共同團結し、若は賃銀の値上其他に付きましての同盟罷工をなすと云ふことは、労働者の權利を認めて居るのでございます。それ故に斯様なものを法を以て餘り嚴しく束縛するのは、今日の社會に於て穩かならざることゝ信じて居るのでございます。さりながら元と之を權利と認めるのは、何を權利と認めるのかと申しますれば、労働者が互の

一橋論叢 第二十卷 第一・二號

自由の意思に依つて團結し、若は自由の意思に依つて同盟罷工を致しますから、其權利を認めまするのでございますが、若し或人があつて團結を望まないものに暴行を加へ、脅迫をなし、若は公然多衆の前に誹毀して、據なく其同志に加はり、據なく同盟罷工の仲間入りをしなければならぬ」……と言ふやうならば、「之を權利として認める譯には往くまいと思ひます。然らばそれは何故に刑法の規定に譲らないかと申しましたならば、多くは其場合は、刑法では告訴を待つても罪を論するのでございます。然るに唯今申上げましたる場合は、多くは社會の安寧秩序に關するのでございます。御承知の如く、或鐵道會社の勞働者が同盟罷工を爲しました爲に、全鐵道は數日間運轉を停止したものでございます。それがために公衆が幾許の損害を蒙り、幾許迷惑をなしたかと申すことは、實に今日の法律もある世の中に、歎息に堪へない程の程度であつたことでございます。凡そ大工業、鑛山に致しましても又船舶の運送に致しましても、獨り其會社の損害を惹き起すのみならず、社會の損害を惹き起す場合は澤山あるのでございます。就中軍物品を供給致しまする製造者が、一朝同盟罷工にかゝつたならば、戰役の上に少からざる影響を及ぼします。例へば戰爭中に砲兵工廠の勞働者が同盟罷工を致しました時は、我國の軍隊は非常なる不利益を蒙るのでございます。又國家の經濟から申しましても、非常な國の損害を來すのみならず、我國との貿易其他の關係に付いて大なる不都合を生ずるのでございます（だが、之等は所謂公益事業軍需事業特殊事業ではないか。そして舉げられたる難點は罷業の爲の諸々の手段の非難に非ずして罷業その物の非難ではないか。だから又誘惑煽動のことは例によつて一言も觸れる必要を生じないのではないか。筆者註）。それ故に今日同盟罷工を權利として認むることは殆ど學者の定論なるに拘らず、此治安警察法案に掲げまする如き行爲に對しては、特に取締をなしてゐる國は、外國にも段々あるのでございまして、我國に於ても今日其法を設けて置きまするのは、既に其時期であらうと思ひます。此第十八條の末項は小作權の關係でございまして、之は大體の理由は唯今申上げたのと殆ど同一でございます。云々」（有松書記官衆議院委員會議録）

要するに罷業の權利は口の先では認めるが罷業は産業に害を及ぼすから制限すると云ふに外ならない。其の爲に罷業を公益事業等の特殊の例を示すことによつて一般的に非難し得るが如き論法をとり、且現行法上脅迫暴行一般の取

縮りの不足せるを明らかに罷業に結び付けそれと特殊の関係あるやに云ひ表はさうとするに過ぎない。而も更に注目すべきことは、説明は専ら法文二、三號の項たる同盟罷業に關説するも、第一號即ち組合組織の點に就いては、右の説明を以て足れりとして敢て關説しない。自ら罷業を通じて組合自體を抑壓せんとする馬脚を露はしてゐる。

而も其の立場は必ずしも治安警察法に於て始めて行はれたのではない。我々は乏しい資料の中から明治三十三年以前府縣令中には、明白に労働者の團體的自由を抑壓し、資本家の労働條件への盲従を命令し、同盟罷業を禁じ、敢て治安警察法の手法の如く勞資平等に取締るが如きを装はざるものあるを既に見た。即ち、之等の縣令は明治の末年まだ尙ほ行はれたもの、決して一地方的取締精神の反映とは見えない。既に東京に於ても、労働組合期成會は勿論、鐵工組合も三十一年、三十二年に娛樂記念等の意味の屋外集會を催さうとして禁止された。之元より同盟罷業ではない。併し苟くも活動的な行動に出づれば直ちに労働組合の事業を抑制し、唯靜止的な單に團結せるのみに止まる労働組合のみを是認せんとする官僚思想を具體化してゐる一例なのである。

第二點、社會主義的思想を通じて組合運動を恐れる立場は直接には法案成立の過程には現はれない。併し日本社會主義運動は社會主義思想紹介の形にて既に日清戰爭前に行はれ、且日清戰後の労働組合興起と共に漸次その勢力を増し、三十一年秋社會主義研究會の發生を見る等、労働組合の内部にも漸次その影響は増加した。⁽¹⁾前記の如く我が労働組合はAFL主義によつて起り、共濟組合的機能を重要視するを一般とし、組合に於る勞資對立觀はその最も明白なるものですら決して鋭くは意識されて居なかつた。従つて興起せる組合を通じて見るに官吏(金子堅太郎等)、實業家(佐久間貞一の如き)、思想家とか學者(片山潛、鈴木純一郎、高野房太郎、金井延、島田三郎、桑田熊藏等)等が雜

然として其の各々の異つた思想的立場から組合興起に參與した。斯の如き現象は初期勿々の間には許さるべきも決して永續し得べきではない。一度び組合の動き初むるや各人は各人共に組合に對して抱ける希望なり信仰なりが洗ひ出され對立化されざるを得ない。卅二年より「勞働世界」は毎號社會主義を論じ、七月神田青年會館に於る活版工組合演說會にて桑田金井等と片山等の演說者の間に、勞資協調主義對社會主義の對立は明確化された。⁽²⁾そして片山等の手に残つた組合に對しては、小松原次官の所謂「同盟罷工を煽動するを目的とする」不法なる團體たる勞働組合の外かに、社會主義、金井延の所謂「現今の國家の組織を破壊するに至らざれば止まぬ」社會主義を行はんとする國體といふ反感が自ら加重せられ來らざるを得ない。治安警察法の施行の状況に見るも、如上反感が動いて居たこととは否み能はない。

具體的事實として本法の發意者の何人なるかは必ずしも明ではない。併し資本家階級が請願し又要求した結果と云ふよりも政府の積極的な行動だと見るべしと信ずる私は、以上の反組合觀の來る所、窮極に於て明治官僚政府の産業に對する指導者的自負乃至取締精神に發すると考へる。彼等の眼前には唯一路資本主義化の希望のみがあつた。勞働者の如きは従順にその産業革命の車輪に従へば事足りる。「貯蓄心のない職工」、「自ら職工だと言つて賤しく思ふから人もそう思ふ」職工、「經濟社會の一つの原動力」だと「云う氣高い考を持つて行か」れ「世の中の人が皆尊敬する」職工に「ならぬ事を希望」される職工⁽⁴⁾なのである。治安警察法案反對の聲を擧げた一人の次の言も必ずしも誇張ではない。

「勞働運動は勞働者の一種の學校であつて、色々な知識道徳がこれによりて勞働者の頭へ入るのである。然るに明治政府は此

の見安い道理を知らぬ。知らぬのみならず今日尙労働者を盗賊かなんどの様に心得、集まれば恐ろしい者と考へて居る。……」(片山潜、西川光次郎共著、「日本の労働運動」明治卅四年、明治文化全集第廿一卷、昭和四年、一八七頁)

此の團結禁止法成立の意義の其二は、前記院内と同様、院外に於てもその成立を默過するてふ社會的不安の現象である。労働組合期生會の反對運動があつたが、それも法案審議の大分進行した二月廿四日當局に一回の質問を試みた程度の極めて微温極まるもの、論壇では萬朝報紙上の幸徳秋水の非難、「労働世界」上の二論文の非難、を見出し得る外には、殆ど法案を批判せるものあるを見聞せぬ。我々は之を以て社會の組合運動に對する無知か冷淡か然らずんば法案精神の容認かに外ならずと見ざるを得ぬ。法案説明中にも言及された日鐵爭議に際し、萬朝、國民兩紙の會社を難じ、時事、ジャパン・タイムズ兩紙の勞資を難じ、日日或は實業の日本の如きの罷工を非とし、朝日の曖昧なる等、會社への反感を除けば、罷業反對の傾向大なるの狀態を示してゐるにも見るべきであらう。

要するに時正に日本産業革命の躍進の歩を起せる時、労働者階級の意識組織共に未だ低く、其の解放運動に社會をして服せしむるの客觀性缺如し、他面新興資本家階級は其の維新以來の指導者たる官僚と全く利害相一致し、敢て資本家自體の行動を俟つ迄もなく、官僚自ら資本家的精神の下、産業革命の進行を妨ぐべき労働者階級の解放運動を禁壓したのである。寔に之は産業革命初期に於て一箇の必然であつた。

(1) 日本の社會主義運動に就いては大原社會問題研究所論「日本社會主義文獻、第一輯、——世界大戰(大正三年)に到る——」昭和四年、参照。

(2) S. Katayama, Labour Movement of Japan, p. 54.

日本産業革命期労働組合法

一橋論叢 第二十卷 第一・二號

(3) 西川、片山前掲書。

(4) 金子堅太郎の演説(同前)

(5) 西川片山前掲書に此の三論文あり(幸徳氏のは一部)。

(6) 「實業の日本」は明治卅年六月號卅一年三月號等参照。他は西川片山前掲書参照。尙、島田三郎は修養して資本家が逃
 げられては困るやうな職工になる事を第一義とし、修養がなく要求を先にし聞かれねば直ちにストライキするといふ如き、
 中立者の賛成を失ふが故に非とすると云つた演説をしてゐる(前掲書参照)。又天野爲之も將來大工業起り勞資の對立の來る
 時の爲に労働者に貯蓄をすゝめ、その貯蓄は罷業資産になり、之あれば戦はずして資本家を屈せしむるとしてゐるが(明治
 卅一年八月、論文、後「經濟策論」、明治四十三年、收録)、其の間に不可欠な團體組織の事には注目して居ない。又三十三年の東京經濟雜誌(一〇三八號、三九七頁)に小池精一「労働同盟」といふ論文はあるが治安警察法制定の批判はない。

五

我が國最初の労働組合法はかくて他の資本主義諸國産業革命期立法同様、先づ團結禁止法の形をとつたが、この法の效果果して如何。

第一に本法は労働組合壓服の企圖に對し答へ得た。明治三十三年頃より創生期日本労働組合は急速にその姿を消して行つた。争議件數も減じた。其の原因として數ふべきもの一二に止まらない。又北清事變以後日露の戦雲は急にして時世滔々として軍國の事に没入せざるを得ず、當時の労働者階級亦それに捲き込まれた。併し此の間日本の産業革命の歩は必ずしも止まらず、労働者階級は生長し、労働者運動の客觀的條件は漸次具備し、他面社會主義運動も斷へ

なかつたが、労働組合組織に就いては、三十九年社會主義者による北海道夕張及び足尾鑛夫の組織（翌年争議して解散）に至る迄殆ど之あるを聞かず、日露戦後の企業熱の破綻が來、四十年足尾長崎幌内別子等の暴動を始め罷業件數は一躍増加し、東京印刷工組合の發祥たる歐友會の組織を見るに及んで漸く労働組合運動の永續的發展の曙光は見え來つた。起るべき組織がかくも永續的に發生せずして、組合運動の暗黒時代を現出したことは、個々の偶然的事情の外、治安警察法の存立が與つて力あることとは否み難い。本來組織に力少き産業革命期の労働者の缺點は本法により人爲的に加重された。元と日本の新工業は職技のギルド的傳統なく、從つて英國のクラフト・ユニオニズムの構成紐帶を缺如したことは一部の意味に於て日本の組合組織には不便であつた。併しA.F.L.的の實利主義により、共濟的機能を加味した初期組合を繼續し、その間自主的な民主的組合組織を経験し體得し得たならば、後日組合運動の機能を整理し、労働組合運動組織を作らんとするの日、日本の労働者階級の組織能力の上に加へる事が少くながつたであらう。之等の経験を拒んだ治安警察法の罪は甚だ大きい。

第二には、以上の如く殆ど自然發生的な組合として起つた労働組合の芽を芟除し、其の自然の發達を許さなかつた本法は、明治三十四年以降政治的な日本社會主義運動に潮流を集中せしめた。即ち當時時人にして本法に反對の聲を擧げた二三の者も、

「……然れども吾人は本條を見て以爲らく、將來労働問題社會問題を煽動するものは、必ず政府夫れ自身ならん、本法案夫れ自身ならん。何となれば、本法案は一面より見れば全く資本家地主の藩屏となつて、彼等をして如何なる暴横酷虐をも敢てせしむる者なれば也……。」（前掲、幸徳論文）

日本産業革命期労働組合法

「橋論叢 第二十卷 第一・二號

「……斯る法律は我が勞働者小作人に不平の種子を蒔くものなり。然り新政府黨と虛無黨を我が社會に蒔く者なり。吾人は極力以てアナキストとナイヒリストに反對する者なり。其起るを杞憂する者なり。故に斯る法律には反對する者なり。」（前掲、

「勞働世界」論文、日本の勞働運動所載）

「……而し勞働運動其者から見ればこんな法律が出来ても一寸も損はせぬ。……世間の評判がどうであらうと、政府の方針がどうであらうと、夫れは少しも恐るゝに足らないのである。唯だ政府のやり口が悪いと戦争の仕方が異なるだけである。噫直に吾人は戦はんと欲せば戦ひ得るなりだ。」（自熊生論文、「勞働世界」、同前）

と、主觀的客觀的觀察の結果運動の尖鋭化を豫示した。經濟的活動を斷たれた上政治的活動に於ても治安警察法の抑壓を重課された社會主義運動は、重壓に抗して活潑な宣傳運動を繼續したが、漸次觀念化すると共に當然無政府主義的思想を濃くして、明治四十三年の幸徳事件に迄及んだ。

かくて治安警察法は其の抑壓立法としての本質に輝きつゝ明治時代を終る。第十七條問題の起つたのは、少くとも議會の關する限りでは、第一次大戰直後大正七年十二月——八年三月の第四十一議會に於てゝあつた。我々の觀察はこの大戰後の日本資本主義に眼を移さねばならない。